

航空自衛隊達第39号

防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号）第9条の規定に基づき、昇給の実施に関する達を次のように定める。

平成29年9月26日

航空幕僚長 空将 杉山 良行

昇給の実施に関する達

昇給の実施に関する達（平成18年航空自衛隊達第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における昇給の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この達において使用する用語は、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（以下「訓令」という。）において使用する用語の例による。

（勤務成績証明者）

第3条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。次項において「防給法施行令」という。）第6条の12第1項の規

定により昇給をさせようとする者の勤務成績についての証明を行う者（以下この条において「勤務成績証明者」という。）は、別表のとおりとする。ただし、准空尉、空曹及び空士の階級にある自衛官並びに行政職俸給表（一）の職務の級２級以下の事務官等（これに相当する者を含む。）（航空幕僚長を昇給権者とする者を除く。）の勤務成績証明者は、人事評価に関する達（平成２８年航空自衛隊達第５０号）別表第１に定める実施権者とする。

- ２ 勤務成績証明者は、所属する隊員に係る防給法施行令第６条の１２第１項に規定する勤務成績についての証明に関する事項その他必要な事項を記載した文書を作成し、指揮系統を通じて、当該隊員の昇給権者に上申するものとする。

（選考等）

- 第４条 昇給の選考及び発令は、昇給日における昇給権者が行うものとする。この場合において、昇給日に昇任又は昇格が行われるときは、当該昇任又は昇格の発令の後に昇給の発令を行うものとする。

る。

- 2 昇給権者から昇給の発令通知を受けた部隊等（編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第1項又は第2項の規定により特別に編成された部隊並びに航空幕僚監部をいう。）の長は、速やかにその内容を会計隊等（基地及び分屯基地の会計事務を担当する部署をいう。）の長に通知するものとする。

（記録）

- 第5条 訓令第8条第1項の規定による記録は、人事記録に関する達（昭和38年航空自衛隊達第22号）の定めるところにより任免権者が行うものとする。この場合において、防衛大臣を任免権者とする隊員に係る記録は、航空幕僚長が行うものとする。

（雑則）

- 第6条 訓令第7条第2項第2号の規定による昇給その他この達の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この達は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。
。

(人 事 記 録 に 関 す る 達 の 一 部 改 正)

- 2 人事記録に関する達（昭和 3 8 年航空自衛隊達第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別冊第 1 章第 1 節第 4 第 9 項の表注 4 中「防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成 1 8 年防衛庁訓令第 6 4 号。以下「昇給訓令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成 2 8 年防衛省訓令第 5 8 号。以下「昇給訓令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号」に改め、同表注 5 （ 2 ）中「第 3 条第 2 項から第 4 項の規定」を「第 4 条第 4 項から第 6 項までの規定」に改める。

別表（第3条関係）

勤務成績証明者一覧表

昇給対象者			自衛官			事務官等		
			1佐以上	2佐3佐	1尉以下	行政職俸給表(一)の職務の級7級以上(これに相当する級を含む。)	行政職俸給表(一)の職務の級4級以上(これに相当する級を含む。)	行政職俸給表(一)の職務の級3級以下(これに相当する級を含む。)
部隊等								
航空総隊	航空方面隊	航空団	航空幕僚長	航空方面隊司令官	団司令	航空幕僚長	航空方面隊司令官	
		航空警戒管制団			団司令			
		高射群			群司令			
		上記以外の部隊						
航空支援集団	航空支援集団	航空救難団		航空支援集団司令官	団司令		航空支援集団司令官	
		航空戦術教導団			団司令			
		上記以外の部隊						
航空教育集団	航空教育集団	輸送航空隊		航空教育集団司令官	隊司令		航空教育集団司令官	
		航空保安管制群			群司令			
		航空気象群			群司令			
		上記以外の部隊						
航空開発実験集団	航空開発実験集団	航空団		航空開発実験集団司令官	団司令		航空開発実験集団司令官	
		飛行教育団			団司令			
		航空教育隊			隊司令			
		幹部候補生学校			学校長			
航空幕僚監部	航空幕僚監部	術科学校		航空幕僚監部	学校長		航空幕僚監部	
		上記以外の部隊						
航空幕僚監部	航空幕僚監部	飛行開発実験団		航空幕僚監部	団司令		航空幕僚監部	
		上記以外の部隊						
航空幕僚監部	航空幕僚監部	上記以外の防衛大臣直轄部隊		航空幕僚監部	防衛大臣直轄部隊長		航空幕僚監部	
		補給本部			補給本部長			
		補給処			処長			
		上記以外の機関			機関の長			
航空幕僚監部	航空幕僚監部	航空幕僚監部		航空幕僚監部	部長		航空幕僚監部	
					監理官			
					首席法務官			
					首席衛生官			